

会 議 録

- 1 会議の名称 令和3年度第2回指定管理者制度評価委員会会議
- 2 開催日時 令和3年5月27日（木）午後6時30分から7時15分まで
- 3 開催場所 熊取町役場北館3階大会議室
- 4 議 題 指定管理者制度に関する運用指針の改定について
- 5 公開・非公開の別 公開
- 6 傍聴者数 4人

7 審議会等の概要

○議題 指定管理者制度に関する運用指針の改定について

- ・資料1、2に基づき事務局から説明。内容については次のとおり。

（事務局）資料1について、前回の会議における意見を反映した。具体的には、下線に加え網掛けにした部分が、前回会議からの修正点となっている。

資料1の2ページ2行目。「随意選定の例外性を明確に」との意見をもとに、「例外として」という表現を追加した。

資料1の2ページ、特定の者を選定する趣旨という誤解が生じる恐れがあると意見を反映し、「特定の者が管理を代行する」という表現に修正し、「当該」も追加した。

資料1の3ページ「(6) 指定管理候補者を随意選定する場合の対応」について、前回「施設の職員」という表現が、町職員であるかのような誤解を招く恐れがあるとの指摘があったため、「従来管理していた団体の職員」に表現を修正した。

資料1の4ページ及び6ページにおける共通の修正。元々の表現である「選定過程に対し、責任を果たす」という誤解を招く恐れがある。「説明責任を果たすことが求められる」表現に修正した。

資料2について、修正内容を運用指針に反映したもの。全体的な手続の流れをフローに基づいて説明する。

13ページにおける①から④までの選定委員会の設置に関して。一度、条例

を制定すれば、以下、この手続は繰り返すことなく、改めて指定管理者を募集したり、公募・随意選定いずれの場合にしても、ひとたび指定管理者制度を導入することを決定し、かつ当該施設について、条例改正を一度行えば繰り返し①から④の手続は不要となっている。

⑧以降について、その間で公募または随意選定によって町長もしくは教育委員会が候補者として指定した者に関して、⑧以降議会の議決を経たうえで最終的に指定し、運用を行った上で、最終の「⑬指定管理者からの事業報告」や町による業務の調査等の実施といった、運用の流れになる。

①から⑬で注意が必要な部分は、5年ごとに①から④を繰り返すかということ、そうではない。指定管理者制度を継続している間は①から④の手続は不要。選定手続についても、条例上原則公募、例外的に随意選定という規定になっている。学童保育所の条例並びに、他の5つの公の施設の条例についても同様の規定になっている。選定委員会についても、公募、随意選定いずれの場合も選定委員会の設置は必要。

②について、町長の意思決定の前段階において、まずどのような手続が妥当か考え方を整理する。決定はあくまでも町長が行う。特に、新たに公の施設を設置した場合、当該施設において公募か随意選定にするのかで、条例の書きぶり変わってくる。それも踏まえて、②で考え方を整理するフローとなっている。

③条例の制定・改正について。公募か随意選定の議論は必要ない。条例上、原則公募、例外的に随意選定という規定内容になっている。

これらの手続を終えて、④の選定委員会の設置後、あくまでも手続に関して、④の選定委員会で公募または随意選定かを選ぶのではない。いずれにしても選定方法を決定するのは町長の権限。町長が決定権限を有することを明示している。

⑤⑥が終われば⑦の選定委員会において、当該指定管理応募者が、候補者として適切か否かを検討し、最終的に町長が議会に対して指定管理候補者として指定し上程したのち、議会の議決が得ることができれば、⑨⑩の流れに入り、具体的な管理内容の協定を締結、指定管理料にかかる予算措置、⑫実際の業務が始まる。指定管理者から、⑬会計年度ごとに年度報告、調査を行う一連の流れになる。

・事務局からの説明後、委員・事務局間で意見交換と質疑応答を行った。内容については次のとおり。

(二宮委員) 資料1の3ページ「従来管理していた団体の職員」の表現の変更について。それまでは「特定の者が」という表現が使われていたが、「団体の」という表現になっている。一つの文章のなかに「団体の職員」と「特定の者」という2つの言葉が出てくると、それぞれ別の解釈になってしまうのではないか。

(事務局) 表現としては、既に従来管理している指定管理者という意味だが、疑義が生じないように、文言の統一が必要があるため、委員長と相談して表現の形式を合わせるよう修正する。

(二宮委員) 資料2の「⑧指定管理候補者の指定議案の議決」は、「議会」の議決ということか。

(事務局) 地方自治法244条の2第6項の「議会の議決を経て指定する」ことを表現した内容となっている。

(二宮委員) 資料2の13ページについて。そもそも指定管理の制度自体は、公平に指定管理者を選ぶことが基本の考え方だと思うが、公募か随意かの選定を、町長のみで判断で選択をしてしまうことについて、指定管理の考え方と齟齬は生じないのか。

(橋本委員) 町長が随意を選択することについては、募集の手続に従った判断を求められる。募集の手続に違反するような選定だと、選定途中の過程で弾かれる可能性がある。たとえば、選定委員会の中の「⑦審議・選定」のなかで、「やはり随意ではなく公募ではないか」という判断がされると、随意であがってきた団体が弾かれることはあり得る。

⑧の議決の段階においても、議員が選定手続の過程に問題があると判断した場合、議決自体を否決することも可能。

以上のことから、監視のプロセスは十分に存在するので、最初の段階で、ルールに則って随意の方針を町長の裁量で判断することに問題はない。

(二宮委員) 熊取町が参考としている八王子市の事例と比較すると、フローの流れが熊取町と前後していると感じる。八王子市では、選定委員会で条件に合っているかどうか審議を行ってから随意選定にふさわしいかどうかを決定し、その後議会という流れになっている。熊取町は、町長が公募か随意かを選択をして、選定委員会と議会の二重でチェックする体制を取るという認識でよいか。

(事務局) よい。

(森口委員長) 資料2の13ページにおいて、公募は「⑤募集要項」、随意選定は「⑥要項」と分けているが。

(事務局) 募集という行為を、あえて公募と随意選定で色分けする必要があると考えて分けたが、適切な表現を委員長と相談したい。

(森口委員長) 新規の公の施設を、指定管理者制度を導入する場合、基本的に公募でやらざるをえないか。

(事務局) PFI事業で公の施設を整備する場合、先例をみるとPFI事業者に対して随意選定をする場合が多いが、熊取町の行財政規模では、PFI事業は考えにくい。基本的には新しい公の施設ができたとしても公募となる。

(橋本委員) 資料1の3ページ「等」のなかには、安定的なサービスの提供ができ、随意選定をすることで、より住民サービスの向上が見込まれる場合の例示としてあるという理解でよいか。

(事務局) よい。

(森口委員長) 「従来管理していた団体」を「従来管理していた指定管理者」に修正すべきだと思うが。

(事務局) 前回の「社会福祉施設等」での議論でもあったが、あくまでも例示として、「等」で解釈ができるのではないか。原則公募によることが、公平性及び平等性の観点からすれば、大原則になると事務局は考えている。

(二宮委員) 「町長が随意選定の対応方針を決定。※必要性、効果、効率性を検証」において、町長が随意選定かするかどうかを決定する際の指針が示されている。

八王子市をみると、必要性、効果、効率性の中身を明示している。たとえば、当該施設の指定管理者の管理運営の状況が優良であることに加え、優良であることの判断をどのようにするかというモニタリングの結果や、満足度調査の結果を参考に優良であるということを検証している。その上で、随意選定の方針を決定するとなっている。

熊取町は、必要性、効果、効率性は、運用指針の中もしくは別のかたちでもう少し具体的に明らかにしていく方針はあるのか。

(事務局) 募集要項に具体化をしていく。どういった基準で判断をしていくかは、この後の選定作業の募集要項に規定し、書き込んでいく。

(二宮委員) その場合、フロー⑤の「要項の作成」が、公募か随意選定の選択の後にきてしまうので、矛盾するのでは。

(事務局) 「町長が随意選定の対応方針を決定。※必要性、効果、効率性を検証」とあるが、あくまでも、今ある団体を検証するのではなく、たとえば学童保育の事務事業自体が、必要性、効果、効率性からみて随意選定にふさわしいどうかを検証する。検証の部分は⑤の要項に書いて、⑦の選定委員会の中で審査基準に合致しているかどうか。あくまでも町長が判断する上での内容と理解してもらえれば。

- (二 宮 委 員) 運用指針の2～3ページに書かれている「公募しないことができる場合」「随意選定する場合の対応」における、利用者からの評価に照らし、住民サービスの向上が望めるような事業かどうかをまず判断するということか。そうすると、事業そのものがサービス向上を望める、継続的なものが必要である事業と捉えたと、その事業に関しては、その後も常に基本的には随意選定になってしまわないか。
- (事 務 局) 2回の更新をした後、戻るのかどうかというところとも関連するが、永続的に随意選定をすることにより失われるものと、事業そのものは随意選定の適正性の方が高い、という部分を15年をひとつのサイクルとして見直すことでバランスを取っていかうと考えている。二項対立ではなく、原則公募の中で随意選定をしていく。事業そのものは随意選定がより適切ではあるが、永続的に随意選定することは制度趣旨からは問題がある。
- (二 宮 委 員) たとえば、学童保育事業が随意選定がふさわしいと判断された場合、少なくとも、1回目と2回目の10年間については、随意選定が基本的に考慮されるが、3回目は公募に必ずなるということか。
- (事 務 局) 自治法の期間を定めて指定管理者制度を指定するという趣旨である。
- (事 務 局) 資料2の9ページにおいて、随意選定は2回更新できるとイメージ図にある。期間の定めがどこまで許されるか、妥当な期間は難しい。15年を最大として、改めて15年経ったときにリセットし、公募か随意選定か見直していくという作業を繰り返していく。
- (二 宮 委 員) 最初の時は公募を基本とし、5年間行った場合、次の指定管理者を決める場合、その事業が公募と随意どちらがふさわしいのか1回目の判断となる。事業が1回目のとき、随意選定にふさわしい事業だと考えられた場合、2回目の随意選定も考えられ、3回目は公募という考え方でよいか。
- (事 務 局) よい。
- (橋 本 委 員) 随意選定はあくまで例外である。仮に長が随意選定を選択したとして、1回目の随意選定の選定にあたっては、選定委員会で、従来の業務の内容がそのまま単純に続くのではなく、より向上し住民にとってプラスになることを見定め、判断する必要がある。2回目も随意選定となる場合でも、当該事業者の過去10年間の成果をみて、さらに残りの5年で業務内容がより向上し、住民サービスにとってプラスになるかどうかを厳格に見定め、選定していく流れになるという理解でよいか。
- (事 務 局) 資料2の10ページの「(5) 公募する際の募集要項に比べ、要求項目を増やすとともに、要求水準を高めるものとする。」に基づき、判断していく。

(二 宮 委 員) フローの「町長が随意選定の対応方針を決定」において、事業が随意選定にふさわしいかどうかを勘案するということだが、その文言を入れておかないと、「管理を任せている施設が随意選定にふさわしいかどうかを町長が判断する」と読めてしまう。より明確にするために、例えば「事業」という文言を入れた方がよいのでは

(事 務 局) より明確にという趣旨で、事業なのか施設なのかといった表現を委員長と相談する。

(二 宮 委 員) ④～⑤の間は事業の随意選定の判断であり、⑤⑦⑧以降については、事業を指定管理に出す際の、施設が随意選定にふさわしいかどうか判断をすることか。

(事 務 局) そのとおり。

(森口委員長) 細かく書き始めると、①施設か②事業か③これまで受けていた団体か、の3つを考えておかねばならなくなるのでは。

(事 務 局) 学童保育条例を引用すると、学童保育という施設において、第5条に何が指定管理者の業務であるかについて規定がある。「(1) 放課後児童健全育成事業に関する業務」が、当該公の施設において行う業務の1つとして、学童保育事業がその場所において事業として行われる、となっている。特に学童保育に関しては、施設＝事業と解釈できると考えているが、解釈上疑義が生じない表現に委員長と検討したい。

(二 宮 委 員) 施設ではなく、「指定管理をするもの」が随意選定にふさわしいかどうかを⑤以降で考えるということか。

(事 務 局) そのとおり。

(事 務 局) 資料2の10ページ「(5) 要求項目を増やすとともに要求水準を高めるもの」の部分に関して、担当している運用指針の方ではここまでの表現にとどめている。このあと、6月以降に学童保育に係る要項を固めるための選定委員会の開催が予定されている。所管の保育課が、運用指針を受けて公募する際の募集要項に比べて要求項目を増やすということでより客観性のある要求水準を追加する作業に入っていく予定。

(森口委員長) 委員からの意見を事務局と調整し、最終的な運用指針の成案を取りまとめる。

(事 務 局) 意見を反映した運用指針の改定案を作成し、庁議にはかったうえで改定手続を行う予定。今後は委員の皆様から提言書を作成いただき、6月8日までをめぐりに委員長が代表して町長に手稿いただく予定。

- | | |
|----------|---|
| 8 審議会の情報 | 名 称 熊取町指定管理者制度評価委員会
根拠法令等 熊取町指定管理者制度評価委員会設置要綱
設 置 期 間 令和3年3月1日～
所 掌 事 項 指定管理者制度の運用、助言及び提言、その他制度の改善について町長が必要と認める事項に関する
こと。
委 員 数 3人以内 |
| 9 担 当 課 | 総合政策部企画経営課 |